三九六番地先堤敷
三九七番
三九七番一
三九八番から四〇四番まで
四〇四番一
四〇五番
一〇九五番から一一〇五番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市気高町奥沢見字北ノ谷
三八二番　一号
三八三番　二号
三八〇番　三号
三七六番　四号
三七三番地先道路敷　五号
三七五番四地先道路敷　六号
一〇九三番一　七号
一〇九四番　八号から十号まで
一〇九五番　十一号
一〇九八番　十二号
四〇六番一　十三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
牛ヶ谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県八頭郡若桜町大字高野
字西開地
五七九番一　一号
五六七番一　二号
五七一番　三号
五七八番　十四号
字カツラ谷
七一二番二　四号
七一二番五　五号
七一二番一　六号
七〇六番　七号
七〇九番　八号
七〇七番一　九号及び十号
七三一番二　十一号
七一九番　十二号及び十三号
字初谷山
字牛ヶ谷
字下モ土居　五八一番四　十五号
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
糠庄大谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を平成二十一年国土交通省告示第百十八号で指定した同号五に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
鳥取県日野郡日南町丸山字竹ノ谷
一二四四番　一号
一二三七番一　二号から四号まで
一二四三番　五号及び六号
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
棒谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及の内その接している区間の河川敷（平成二十年国土交通省告示第千三百六十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市矢橋字棒谷
七八番
八二番
八二番一
八九番から九一番まで
九一番一
九二番
九三番一及び九三番二
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域及び平成二十年国土交通省告示第千三百六十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）
鳥取県鳥取市矢橋字棒谷
八九番　一号
九三番一　二号
九三番　三号
一〇一番　四号

**○国土交通省告示第九百十四号**

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。
平成二十二年八月十六日
国土交通大臣　前原　誠司
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
棒谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
平成二十年国土交通省告示第千三百六十六号で指定した同号三ロに掲げる土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

**○防衛省告示第百四十九号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年八月十六日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年八月二十日から同月二十二日まで（予備、同月二十三日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　津軽海峡西方の北緯四〇度五五分〇九秒、東経一三九度〇四分四八秒の地点を中心とする半径十海里の区域
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十号**

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十二年八月十六日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年八月二十日から同月二十二日まで（予備、同月二十三日）の間、毎日〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　津軽海峡東方の北緯四一度二〇分一〇秒、東経一四二度二九分四七秒の地点を中心とする半径十五海里の区域
実施艦　自衛艦六隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第百五十一号**

海上における射撃訓練等を次のとおり実施する。
平成二十二年八月十六日
防衛大臣　北澤　俊美
日　時　平成二十二年八月二十五日（予備、同月二十六日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区　域　豊後水道南方の次の㋐から㋓までの六地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域
㋐　北緯三一度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
㋑　北緯三一度二八分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
㋒　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度五九分五一秒
㋓　北緯三一度三六分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
㋔　北緯三一度四八分一三秒　東経一三二度三七分五一秒
実施艦　自衛艦五隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○東北地方整備局告示第百二十八号**

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。
なお、起業地の一部について収用又は使用の手続きが保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。
平成二十二年八月十六日
東北地方整備局長　青山　俊行
第1　起業者の名称　青森県
第2　事業の種類　県道岩崎西目屋弘前線改築工事（青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野地内から同村大字川原平字大川添地先国有林野地内まで、同村大字川原平字大川添地先国有林野地内から同村大字川原平字大川添地内まで、同村大字川原平字大沢地内から同村大字川原平字大沢地内まで及び同村大字藤川字瀬の上地内から同村大字村市字村元地内まで）
第3　起業地
1　収用の部分　青森県中津軽郡西目屋村大字川原平字大川添地先国有林野、字大川添、字福岡及び字宮元、大字藤川字瀬の上並びに大字村市字稲葉及び字村元地内
2　使用の部分　青森県中津軽郡西目屋村大字村市字稲葉地内